

アクティビティノート <第332号>

2024年9月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

- 1-1 2024年9月度相談受付件数 ……p.2
- 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3~10

2. コラム『10月23日は化学の日』

……p.11~12

TOPICS

コラム



10月23日は化学の日

なぜ化学の日なのでしょう？

化学は面白い！！そんな情報を発信する日本化学工業協会のSNSも紹介します。

「ちょっと注目」は今月お休みさせていただきます。

1. 相談業務

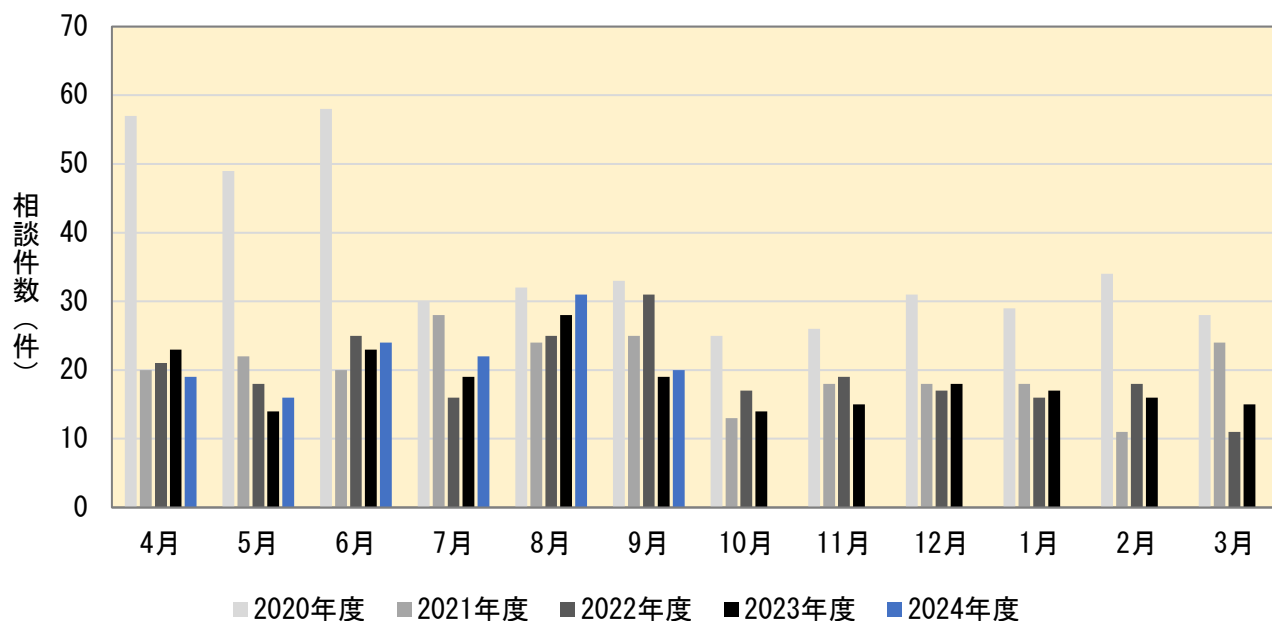
1. 1 相談受付件数

2024 年 9 月度相談受付件数 (8/27~9/26 実働:21 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	0	0	14	0	15	75%
消費生活 C・ 行政	1	0	0	1	0	2	10%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	15%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	2	0	0	18	0	20	
構成比	10%	0%	0%	90%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2020~2024年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてしています。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <アルコール製剤用容器の劣化による液もれで棚損傷> 「アルコール濃度 77% の食品添加物のアルコール製剤〇〇の詰め替え用を購入し、本体容器に詰め替えて使用している。本体スプレー容器は 2、3 度詰め替えると新しい容器に交換しているが、先日、中身が半分以上もれ、棚の塗料が変色した。メーカーの△△社に申し出たところ、使用していた容器は 2017 年製で容器の劣化によるもれである。容器が劣化することはホームページにも掲載しており、損害に対する補償はしないとされた」との相談を受けている。ホームページにはあるが製品の注意表示にはないのは問題ではないか。このような場合は製造物責任を問えるか。〈消費生活C〉

⇒消費者庁の製造物責任法の概要Q&Aに「製造物責任法には、製造物等について何らかの表示を義務付ける規定はありません。注意表示に関する規定はありませんが、注意表示の欠如が欠陥にあると判断される場合もあります。」https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html#g9。当センターでは欠陥であるかどうかの判断はできませんが、被害防止のための注意喚起がホームページに掲載されているだけで充分なのか、製品表示に必要ではないかと伝えて、交渉をされてみてはいかがでしょうか。

- ◆ <塩素系洗濯槽クリーナーを使用後に体調不良> 1ヶ月前に〇〇の洗濯槽クリーナー△△を使用したところ、強烈な塩素臭が残るようになった。同居人も自分も目に刺激、鼻、喉、舌がヒリヒリするなどの体調不良となった。同居人は耳鼻咽喉科に受診したが、医師の診断や治療については詳しく聴いていない。〇〇には使用 2 日後に連絡し、他の洗濯槽クリーナーで再洗浄するように言われ試したが、臭いは変わらない。ハウスクリーニング業者に依頼して、中和剤を使用した洗浄をしたが変わらない。生活に支障をきたしているため洗濯機を廃棄し、周囲を清拭したが変わらない。△△は粉末状で成分は塩素化イソシアヌル酸塩、ケイ酸、界面活性剤などである。洗濯機は窓のない脱衣所においていたため、ドアを開けて換気扇は回している。どうすれば臭いが消えるか。化学製品PL相談センターは、相談した弁護士から紹介された。

〈消費者〉

⇒体調不良が続いているようですので、医療機関を受診されることをお勧めします。塩素化イソシアヌル酸塩は水に溶けると次亜塩素酸が生成され、塩素臭がします。ただし、その後分解されますので、塩素臭が 1ヶ月も続くことは考えにくいことです。お伺いした話から、臭いが続いている原因はわかりかねます。一般的に臭いは、換気をすることで徐々に弱くなります。窓がない場合は扇風機などを置いて空気が流れるようにされてはいかがでしょうか。

◆ 品質クレーム関連相談

なし

◆ 一般相談

- ◆ <海外サイトで購入した衣類の安全性について> 消費者から「海外サイトの〇〇や△△で購入している。韓国の調査で2社のサイトで購入した製品からホルムアルデヒドや鉛などの化学物質が基準値を超える量が検出された」とテレビで取り上げられていた。主に衣類を購入しているが、ホルムアルデヒドは洗濯すれば除去できるのか」との相談を受けている。どうなのか。また、海外サイト2社の製品の安全性について確認したい。〈消費生活C〉

⇒ホルムアルデヒドは、皮膚刺激性がある物質であり、日本国内では、繊維製品のホルムアルデヒドについては、75ppm以下、乳幼児用の場合は16ppm以下と規制されています(有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要)。また、洗濯できる衣類の場合は、洗濯を繰り返せば除去できるとされています(https://www.iph.osaka.jp/s005/060/010/030/030/026/r2014_43-47.pdf)。また、お問い合わせの海外サイトで購入した製品の安全性については、当センターでは、個別の製品の成分などの詳細情報は持ち合わせておりません。〇〇は、海外の直販サイトです。購入された製品は、個人輸入の形になります。消費者庁では、「海外の製品を並行輸入品や個人輸入品として購入するときの注意点 -安全性に問題、返品や交換・リコール対応ができない可能性も-」(https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms204_190830_01.pdf)をリリースし、注意喚起をしています。

- ◆ <リフォーム後の台所の臭いについて> 1か月前に台所をリフォームした。食事の時だけ1日に2、3時間を過ごすだけで、いない時は窓を閉め、換気をしないでいたら、刺激はないが、お酢のような臭いがすること気が付いた。インターネットで調べると、ホルムアルデヒドという物質が臭いの原因の場合があり、その成分は発がん性があるとあった。怖くなり3日前から窓を開けるようにしたら、臭いは低減してきている。今のところ健康被害はないが、今後影響がでないか不安である。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒ホルムアルデヒドは刺激臭がある気体で、眼、鼻、喉の粘膜刺激症状などの健康被害を起こすことから、シックハウス症候群の原因物質のひとつと考えられ、対策のため、2003年7月の建築基準法の改正から、発散量に応じて内装仕上げに使用する建築材料の面積制限等の規制が行われている物質です。消費者庁からも注意喚起がされています。
(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11010180/www.caa.go.jp/safety/pdf/141128kouhyou_1.pdf)。なお、発がん性物質とは、がんを誘発するか、またはその発生率を増加させる化学物質であり、たばこの煙に含まれている成分や飲用のアルコールなどもその1つです。お伺いした話から、臭いの原因物質が何かはわかりませんが、体調にも影響がないようですので過度にご心配されることはないと思われます。換気をすることで低減していることですので、継続して換気をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <大規模修繕工事の臭い> 賃貸で住んでいるマンションで大規模修繕工事をしている。今朝

からベランダで作業をしており、窓を閉めていても耐えられない臭いが部屋に入ってきて部屋にいられない。修繕工事の事前説明も、詳細には受けていないし、管理人に聞いても要領を得ない。どうしたら臭いを除去できるか。化学製品 P L 相談センターネットで調べた。〈消費者〉

⇒大規模修繕工事では、外壁の塗装などの際、塗料の臭いが室内に流れ込むことがあります。工事をしている側と反対の窓を開けて室内の換気をするなどの対策が必要です。臭いは次第に収まりますが、使用された物質の種類や、温度や湿度などによって収まるまでの時間も異なります。体調が悪くなった場合は、施工会社に使用材料などを確認し、医療機関に相談することをお勧めします。

- ◆ 〈自宅のリフォーム 1 ヶ月後から異臭〉 1 年 8 カ月前にリフォームをした。翌月から異臭がするようになり、リフォーム業者に現場確認をしてもらい対応してもらったが、さらに異臭が強くなっている。臭いの原因について調査してくれる機関を紹介してほしい。化学製品 P L 相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒当センターから特定の調査・分析機関を直接紹介することはしておりません。独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています (<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>)。こちらを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈浴室の排水口や配管の変色〉 半年ほど前に浴室をリフォームした。その後、〇〇という細菌がカビの栄養源を分解するという浴室用カビ防止剤を使用していた。排水口やその下の配管が数か月で茶褐色に変色しているのに気付いた。配管は、内側だけでなく外側も変色している。ネットで調べたら、硫酸還元菌によって変色したようだ。浴室は、使った後にしっかりと水を流して掃除をしているので、原因は、〇〇の細菌の中に紅麹の件のように、他の菌が混入したことではないかと思う。〇〇は怖くなって廃棄してしまった。原因と回復方法をしりたい。化学製品 P L 相談センターは、消費生活センターから紹介してもらった。〈消費者〉

⇒硫酸還元菌は、嫌気性の菌ですが、浴室内でも条件によっては繁殖して硫化水素などのガスを発生させ、樹脂を変色させることがあります。〇〇の成分の菌が原因ではないかご心配のようですが、まずは、リフォームされた業者に確認をされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈ペットボトルの水に含まれるプラスチック成分について〉 ペットボトルの水をよく飲んでいる。ネットでペットボトルに入った水の中からマイクロプラスチックがたくさん検出されたというニュースを見た。ペットボトルの水の安全性が心配になった。ペットボトル飲料の中で水についての記事しか見つけられないが、お茶や他の飲料の中にも含まれるのか？また、プラスチックトレイや袋に入った食品はどうなのか？水道水から P F A S が検出されたというニュースを見て水道局に確認したら、現在近隣の水道水の P F A S は基準以下だと言われたが、水道水もこれからどうなるか不安。化学製品 P L 相談センターは以前も相談したことがある。〈消費者〉

⇒ペットボトルに使われているのは、ポリエチレンテレフタレート (P E T) というプラスチックです。食品用のプラスチック製品は、食品衛生法の規制を受けており、規格基準により含まれてはならない物質の種類と基準が定められており、また、業界においては、更に厳

しい自主基準を設けて管理されています。近年の分析機器の精度向上により、他に成分を含まない水については、ごく微量な成分の分析が可能になったため、多数の関連報告が行われているようです。これらごく微量成分がヒトの健康にどのような影響を及ぼすのかなどについては専門家による更なる検討が必要ですが、現時点で過度に心配なさる必要はないと思われま

- ◆ <公園の芝生用除草剤の安全性> 犬の散歩のために、公園に連れて行き帰ったら、犬の足がブルーになっていた。公園を管理している自治体に問い合わせ、芝生用除草剤△△と芝生用の薬剤散布識別用の着色剤□□を使用したことがわかった。犬の様子に代わりがないが、犬が足を舐めたりした場合に影響はでないか、特に除草剤の安全性が心配である。どうなのか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターには個別の製品の安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。除草剤△△、着色剤□□のそれぞれのメーカーにお問い合わせください。犬の様子が変わりがある場合には、獣医にご相談されることをお勧めします。

- ◆ <梱包用テープの安全性について> 今まで梱包用のテープを肌に貼って使用しており、何ともなかった。最近、貼っていた箇所が肌荒れをするようになった。成分が変わったのだろうか。肌は、テープの使用を中止したら、回復してきた。化学製品 P L 相談センターは行政の窓口で紹介された。〈消費者〉

⇒梱包用のテープは、貼る対象の材質などにより粘着成分も様々ですが、肌に貼るためのものではありません。粘着剤の成分が変わらなくとも、水分の透過性が少なく蒸れて皮膚が傷付きやすくなったり、粘着剤の成分によりアレルギー反応など肌が炎症を起こしたりすることも考えられます。肌の状態によっては、皮膚科の医療機関にご相談をされてはいかがでしょうか。今後、梱包用のテープを肌に貼る行為は控えていただきたくお願いいたします。

- ◆ <玩具の水飲み鳥の液体の安全性について> ご主人が購入した玩具の水飲み鳥を、子供が破損させた。中に含まれていた液体はすでに揮発してしまっている。子供は、体調に異常はなく、室内も換気をしてシャワーも浴びた。今後、何か悪影響が起こらないか不安である。化学製品 P L 相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒水飲み鳥は、水の気化熱により鳥の中に入っている液体の状態が変化することにより動く玩具です。一般に、中には常温で気体になるジクロロメタンなどが封入されています。厚生労働省の職場のあんぜんサイトの安全性データシートによると、ジクロロメタンが皮膚に付着した場合は大量の水と石鹼で洗い、皮膚刺激があれば医師の診断、手当てを受けることとあります。今回、すぐに処置をされていること、換気もされ今は何ともないとのことですのでご心配には及ばないでしょう。もし、お子様が今後異常を感じられた場合は、医療機関に水飲み鳥の事を伝えてご相談されることをお勧めします。

- ◆ <ハミガキを飲んだ場合の安全性> 小学3年生の孫が、〇〇社の子供用のハミガキを使用している。歯科矯正金具を装着しているため、自分で磨くのではなく、母親が子供を仰向けにさ

せて磨いている。そのような体勢ではハミガキを飲込んでしまうのではないかと心配である。飲込んでいた場合の安全性はどうか。化学製品 P L 相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒当センターには、個別の製品に使われている成分等の安全性などの詳細情報は持ち合わせておりません。〇〇社にお問い合わせください。安全性についてはお子さんの様子に変わりがないようですので、過度にご心配されることはないと思われま

- ◆ 〈菓子の外袋を燃焼させたときの安全性〉 昨晚、フライパンの底にスナック菓子の袋が貼り付いているのに気づかず、火にかけてしまった。袋が燃え、鍋に貼り付きニオイが充満した。あわてて消火し、周囲を掃除したが、ニオイがなかなか消えない。袋には、成分はプラとしか書かれていなかった。フライパンに貼り付いた袋の燃えカスはほとんど除去したが、安全性が不安でフライパンも廃棄しようか悩んでいる。安全性について教えてほしい。化学製品 P L 相談センターは、知人がネットで調べてくれた。〈消費者〉

⇒一般に菓子の袋は、主成分はポリプロピレンが多く、酸素による食材の酸化を防ぐためにアルミが蒸着された層なども含んだ多層のプラスチックが使われています。誤って燃やしてしまった場合、燃焼時のニオイはしばらく残る可能性があります。過度にご心配をされることはないと思われま

- ◆ 〈誤ってプラスチックの飴の袋を電子レンジにかけて異臭〉 電子レンジでシチューを温める際に、食器に飴の個装袋がくっついていて一緒に温めてしまった。異臭がし、何か有害な物質を吸い込んでしまったのではないかと心配になった。飴のメーカーに素材を問い合わせ、ポリプロピレン、PET、ポリエチレンなどのプラスチック素材で安全性には問題ないとの回答であった。身体に異常はないが、本当に大丈夫なのか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒臭いについては、換気をすることで徐々に消えていきます。身体症状が出ていないことから、過度に心配する必要はないと思われま

- ◆ 〈購入した冷風扇から強いプラスチック臭〉 1週間前に家族がホームセンターで中国製の冷風扇を購入した。メーカーはわからない。設置後、かなり強いプラスチックの臭いがする。臭いは日々薄らいではきているが、何か有害な物質が揮発したのではと心配になった。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒新しい家電製品は、プラスチックなど使用されている素材の臭いがすることがあります。取扱説明書に記載しているメーカーもあります。臭いは製造工程で使用される添加剤などに由来するものである可能性があります。臭い物質が特定できませんので確かなことは言えませんが、臭いがあるからといってすぐに健康被害に結びつくものではなく、お伺いした話からは過度に心配する必要はないと思われま

- ◆ <洗濯機防水パンについての汚れの落とし方> 賃貸の家にある古い全自動洗濯機の下防水パンに、粘度が非常に高い油のような成分が溜まっていた。洗剤をつけて拭いてもとれない。洗濯機メーカーに確認したら「成分についてはわからないが、潤滑油の一種ではないか」と言われた。固まったオイル部分をこそげ取り、お湯や洗剤、アルコールに溶かしてみたが、溶けない。重曹や小麦粉の粉末を混ぜたら、重曹がオイル成分をからめて、ポロポロ取りやすく感じた。重曹で汚れを撒き込んで除去する方法は、危険なのか教えてほしい。化学製品 P L 相談センターはインターネットで調べた。<消費者>

⇒重曹（炭酸水素ナトリウム）は、水に溶かすと弱アルカリ性を示し、油汚れや酸性の汚れを落としやすくします。また粉末を直接汚れにつけることにより、クレンザーのように物理的に汚れを取ることもできるので、家庭の掃除によく使われています。防水パンについている成分が何かわかりませんので、積極的な使用はお勧めしませんが、有害なガスは発生しないと考えられます。また、無理に汚れをこすり取った際、防水パンに亀裂が入ったりすると、水漏れなどの危険がありますので、無理に汚れを取らずに管理人にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <漂白剤を他製品容器に詰め替えることについて> 父が購入した、過酸化水素が主成分の酸素系漂白剤△△の詰め替え用が 12 袋自宅にある。本体容器を探したが見つからず、〇〇社に問い合わせたところ、販売終了であることがわかった。また、自宅の詰め替え用の使い方として、積極的にはすすめられないが、同じく酸素系の漂白剤□□のポリエチレン製の容器であればそのまま詰め替えても大丈夫ではないかと言われた。ポリエチレン製であれば、100円均一で販売されている容器に詰め替えて使用してもよいか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。<消費者>

⇒当センターは、個別の製品に使われている成分等の安全性などの詳細情報は持ち合わせておりません。詰め替え用製品は本体容器に詰め替えて使用することが基本であり、別の容器に詰め替えて使用した場合の安全性についてのコメントはできかねます。100円均一で販売されている容器は漂白剤△△の詰め替え容器として適否は不明でありその使用はお勧めできません。〇〇社にすすめられた□□を検討されてはいかがでしょうか。

- ◆ <P L 法の製造業者等の考え方> 販売店が P L 法における責任主体になる可能性があるか確認したい。メーカーから卸した医療機器をエンドユーザーに販売している。エンドユーザーから機器の不具合の申し出があった際、販売店で開封して製品を確認、不具合がなかった場合は、販売店からユーザーに返却している。一般に、販売店は輸入業者でなければ製造物責任にはならないことは知っているが、不具合品に対して作業をすると、製造物責任法において責任主体となる可能性があるか知りたい。<事業者>

⇒一般に、P L 法の責任主体となる製造業者の考え方は「当該製造物を業として、製造、加工又は輸入した者」と規定されています。消費者庁による製造物責任 (PL) 法の逐条解説によると、『「修理」、「修繕」、「整備」は、某本的にある動産に本来存在する性質の回復や維持を行うことと考えられ、新たな物品を作り出す、又は新しい属性を付加しているとはいえないと解されることから「製造又は加工」には当たらないと解される』とあり、不具合品を

点検して修理をするだけでは、製造業者とはならないと思われま
す(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/pdf/annotations_180907_0003.pdf#page=3)。なお、医療機器の場合は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」に基づく医療機器の点検の考えなども適用される場合があると考えられます。医療機器についての規定などは、別途ご確認ください。

- ◆ **＜次亜塩素酸ナトリウムが混ざった場合の危険性＞** 昨日、病院で透析機器の洗浄剤と次亜塩素酸ナトリウムが混ざって、有毒なガスが発生した事故があったとのニュースを見た。自動車関連の会社で、事業所内に車のクーラント液、ブレーキ液、〇〇の尿素水などの近くに次亜塩素酸ナトリウムも保管している。使用において混ざることはないが、昨日のニュースを見て心配になったが、次亜塩素酸ナトリウムと混ざると何か起こるのか。＜事業者＞

⇒昨日の事故は、透析機器の消毒・洗浄に使う「酢酸を主成分とする剤」と「次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする剤」を誤って混ぜてしまい、有毒な塩素ガスが発生したことが原因のようです。次亜塩素酸ナトリウムはアルカリ性で、液性が酸性に傾くと有毒な塩素ガスが発生し、大変危険です。次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品では、塩素系漂白剤やカビ取り剤があります。酸性タイプの洗浄剤は、塩酸を主成分とするトイレ用洗剤など、身近な製品でも多くあります。事故防止のためには、混ざらないようにすることですが、保管されている車関連製品のそれぞれの製品安全データシート(SDS)で液性などをご確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ **＜蛍光灯の廃棄について＞** 職場で使用され、外された直管蛍光灯が放置されている。水銀が使用されているか。使用されている場合はどのように廃棄すればよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。＜事業者＞

⇒当センターでは個別の製品についての詳細情報は持ち合わせておりません。水銀が使用されているかどうかはメーカーにお問い合わせください。2017年より事業活動で利用されている蛍光灯は、水銀使用の表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となっています。産業廃棄物は排出事業者自ら処理することが義務づけられています。都道府県知事から水銀使用製品取扱いの許可を受けた産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。



コラム

10月23日は化学の日

10月23日は「化学の日」です。「どうして?」とお思いになる方も多いかもしれませんが、2013年に日本化学工業協会、日本化学会、化学工学会、新化学技術推進協会の4団体が「もっと化学および化学産業の魅力、社会への貢献などを広く知っていただきたい」という想いのもと制定した日です。

物質の基本単位である「1mol(モル)」にふくまれる原子や分子の数が「 6.02×10^{23} 乗」であるというアボガドロ定数にちなんで、10月23日を「化学の日」、10月23日を含む週(月曜日～日曜日)を「化学週間」に制定しました。海外でも、この日に化学関連のイベントを行う国が多くあるようです。

●モルとアボガドロ定数

化学は、自然科学の中の物質の学問です。原子や分子という小さな物質を単位として、あらゆる物質の構造や性質について研究をしています。モルは、メートルやキログラムと並び、国際的に使用されている国際単位系 (SI) の7つの基本単位の1つです。

以前、1モルは物質の中に含まれる物質の質量 (質量数 12 の炭素 12 グラム中に含まれる原子の数) と定義されていましたが、2019年からは、定義定数アボガドロ定数で規定されるようになりました。つまり、化学で取り扱う物質の量の単位の基本は「モル」とそれを定義するアボガドロ定数なのです¹⁾。

●アボガドロの法則

イタリア生まれの化学者アボガドロ (1776年~1856年) は、

1) 酸素や水素、窒素などは原子で存在するのではなく、二つの原子から成り立つ"分子"として存在する。

2) 同温・同体積の気体に含まれる分子の数は気体の種類にかかわらず同じである。

という考えを1811年に発表しますが、これは、50年後の彼の死後に受け入れられるようになりました。そのさらに50年ほど後に証明され、今では、「同一圧力、同一温度、同一体積のすべての種類の気体には同じ数の分子が含まれる」ということをアボガドロの法則と呼んでいます²⁾。



●「夢・化学-21」と「化学の日」

「化学の日」「化学週間」を制定した4団体では化学のすばらしさ、面白さを伝え、化学にもっと関心を持ってもらうことを目的として「夢・化学-21」というキャンペーン事業を展開しています。

「化学の日」「化学週間」には小学生から一般の方までを対象としたさまざまなイベント (後援を

含む)を開催しています。くわしくは「夢・化学・21」のサイト (<https://www.kagaku21.net/>) をご覧ください。また、サイトの中では、その他にも様々なイベントの紹介や、生活の中で化学がいかにかかわっているかを紹介する「もしも化学がなかったら」や、高校生向けの「化学モノづくり動画」(日本化学工学会作成)、YouTube で実験動画等を配信する「子ども化学チャンネル」(<https://www.youtube.com/@yumekagaku21/>) の紹介などを行っています。

●『化学はおもしろい!』 日化協の取り組み

化学製品 PL 相談センターが所属する日本化学工業協会(日化協)では、SNS の公式アカウントを開設し、化学の「力・可能性・おもしろさ」を広く発信をはじめました。

- ・ YouTube 「ニッカちゃんネル」

https://www.youtube.com/@nikka_chan

- ・ TikTok 「ニッカちゃん」

https://www.tiktok.com/@nikka_chan1

- ・ Instagram 「nikka_channel」

https://www.instagram.com/nikka_channel



日本化学工業協会
公式キャラクター
ニッカちゃん

中では、「自由の女神は〇〇色だった」のような、化学の明日話したくなるような化学のトリビアなども紹介しています。秋の夜長に、ぜひ、楽しんでご覧ください。

【参考にした情報】

- 1) 国際単位系 (SI) : 国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量総合センター
<https://unit.aist.go.jp/nmij/library/si-units/>
- 2) 化学の日の由来になったアボガドロ定数とは何でしょうか? : 公益財団法人日本化学会
<https://www.chemistry.or.jp/kagakunohi/2014/10/602-1023-mol1.html>

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (pl@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：伊東(イトウ))

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。